

住民の声をくみ上げる仕組み

	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	新市での検討
将来構想や重要事業についての意見	・総合計画審議会	・振興審議会	・振興審議会	・振興審議会	・振興審議会	・総合計画委員会	・総合計画審議会	・総合計画審議会（全市） ・地域審議会（現市町村単位）
地域の周辺環境や施設の整備、地域づくりなどについての意見、要望	・市長と語る会	・町長と語る会	・ふれあいトークIN町長室 ・集落まちづくり会議	・町長と語る会 ・町政座談会	・町長と語る会 ・町政座談会	・里山ミーティング	・町政座談会	・市長と語る会（地区単位）
生活環境の改善やコミュニティへの支援などについての意見、要望	・町内会連合会 ・駐在員連絡協議会 ・自治振興会連絡協議会	・町内会長連絡協議会	・区長会 ・区長会役員会 ・4小地域振興協議会	・区長会	・町内会長会議 ・町内会長連絡協議会 ・公民館振興委員会 ・公民館主事協議会	・部落駐在員連絡協議会	・自治会長会 ・駐在員会議	・団体懇談会（全市又は現市町村単位）
創造的な提言を期待し、人材育成もねらう			・まちづくり委員会		・三川トピア創造委員会		・未来創造まちづくり会議	・まちづくり委員会（全市又は現市町村単位）
女性の市町村政への関心・参加を高める			・集落女性井戸端会議 ・女性議会					・女性会議（全市又は現市町村単位）
住民個々の自由な意見、要望	・提言はがき ・ホームページ	・はがき ・一筆啓上 ・わたしもひとこと ・ホームページ	・提言はがき ・ホームページ	・フォーラム ・ホームページ	・ホームページ	・ホームページ	・ホームページ	・提言はがき ・ホームページ
住民個々の具体的な困りごと、苦情など	・市役所各部署 ・総合相談窓口	・役場各部署	・役場各部署	・役場各部署	・役場各部署	・役場各部署	・役場各部署	・市役所各部署 ・総合相談窓口

地域審議会について

1 住民の声をくみ上げる仕組み

(1) 各市町村の現状

各市町村においては、住民の声を市町村政に反映するために、様々なレベルの住民の声をくみ上げる仕組みを持っており、それらは概ね次のように整理できる。

	将来構想や重要事業についての意見	総合計画審議会、振興審議会等
	地域の周辺環境や施設の整備、地域づくりなどについての意見、要望	市長と語る会、町長と語る会、町政座談会、里山ミーティング等
	生活環境の改善やコミュニティへの支援などについての意見、要望	町内会連合会、駐在員連絡協議会、区長会等
	創造的な提言を期待し、人材育成もねらう	まちづくり委員会等
	女性の市町村政への関心・参加を高める	女性議会等
	住民個々の自由な意見、要望	提言はがき、ホームページ等
	住民個々の具体的な困りごと、苦情など	役所役場各部署、総合相談窓口等

(2) 新市における検討

現在のような仕組みは、広域化することに合わせて、その役割、機能、実施方法等の基本的な検討が必要になるであろうが、新市においても有効なもの又は参考になるものとして、検討の対象になりうると考えられる。

将来構想や重要事業について住民の意見を反映するためのものとしては、全市的な総合計画審議会の設置が見込まれるが、合併後一定期間は、このようなことについて、合併前の区域の視点からの住民の意見を得るためのものが必要と考えられる。

2 地域審議会設置の検討

次のような地域審議会の設置について検討する。

(1) 設置区域

7 市町村ごとの区域

(2) 設置期間

合併から平成 22 年 3 月 31 日まで（概ね 5 年間）

(3) 所掌事務

ア 各区域に係る次の事項について、市長の諮問に応じて審議する。

(ア) 新市建設計画の変更に関する事項

(イ) 新市建設計画の執行状況に関する事項

(ウ) 当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用に関する事項

(エ) 基本構想及び各種計画の作成及び変更に関する事項

(オ) その他市長が必要と認める事項

イ 必要と認める事項について、市長に意見を述べることができる。

(4) 組織及び委員

各区域に住所を有する公共的団体等を代表する者及び学識経験者の委員 15 人以内で組織する。（任期 2 年）

地 域 審 議 会

合併特例法（抜粋）

（市町村建設計画の作成及び変更）

第5条〔第1項から第8項まで 略〕

9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。

〔第10項 略〕

（地域審議会）

第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。

2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。

3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

1 設置根拠

市町村の協議により、期間を定めて新市に、市町村の区域ごとに、新市が処理する当該区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき市長に意見を述べる地域審議会を置くことができる。（合併特例法第5条の4第1項から）

2 組織及び運営

（1）構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、市町村の協議により定める。（合併特例法第5条の4第2項から）

（2）新市は、この協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。（合併特例法第5条の4第4項から）

3 市町村議会の議決

上記1及び2の協議については、市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。（合併特例法第5条の4第3項から）

4 役割

（1）新市が処理する当該区域に係る事務に関し市長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき市長に意見を述べる。（合併特例法第5条の4第1項から）

（2）新市建設計画を変更しようとするときは、市長は、あらかじめ、地域審議会の意見を聴かなければならない。（合併特例法第5条第9項から）

市町村の合併の特例等に関する法律案の概要

1 合併特例区

合併後の一定期間（５年以下）、１又は２以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として、特別地方公共団体である合併特例区（法人格を有する。）を設けることができる。

(1) 設置手続

合併関係市町村の協議で規約を定め、廃置分合の申請に併せ、設置を申請する。

(2) 合併特例区は、以下の事務のうち、規約で定めるものを処理する。

合併関係市町村において処理されていた事務であって一定期間合併特例区で処理することがその事務の効果的な処理に資するもの。

その他合併特例区が処理することが特に必要な事務

【例 示】

地域の公の施設の管理(集会所、コミュニティセンター等)、地域振興イベント、コミュニティバスの運行、地域に根ざした財産の管理(里山、ブナ林等)

(3) 合併特例区の長は、合併市町村の長が選任する特別職とする。また、合併市町村の助役又は支所・出張所長を兼ねることができる。

(4) 合併特例区協議会

構成員は、合併特例区内に住所を有する合併市町村の議会議員の被選挙権を有する者のうちから、規約に定める方法により合併市町村の長が選任。

権限

ア 予算等の重要事項を定めるときは、合併特例区協議会の同意が必要。

イ 規約で定める合併特例区の区域に係る重要事項を実施しようとする場合は、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。

ウ 合併特例区協議会は、地域振興等合併特例区の区域に係る事務に関し、合併市町村の長その他の機関に意見を述べることができる。

(5) 合併特例区は、住所の表示に合併特例区の名称を冠する。

2 地域自治区の特例

合併に際して、１又は２以上の合併関係市町村単位で地域自治区を設ける場合には、合併関係市町村の協議で設置を決定。

特別職の区長を置くことができる（市町村長が選任）。

住所の表示に地域自治区の名称を冠する。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案の概要

1 合併特例区

(1) 市町村の合併の特例等に関する法律と同内容（(2)を除く。）。

(2) 特定合併市町村の特例（現行法にのみ規定）

特定合併市町村（平成11年7月16日から平成17年3月31日までに市町村の合併を行った市町村）は、その議会の議決を経て定款を定めることにより、一定期間（5年以下）、1又は2以上の合併関係市町村の区域であった区域を単位として合併特例区を設けることができる。

2 地域自治区の特例

市町村の合併の特例等に関する法律と同内容。

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

1 住民自治の強化等を目的とする「地域自治区」の創設

(1) 地域自治区とは、地域の住民の意見を行政に反映させるとともに行政と住民との連携の強化を目的として、市町村の判断により設けられる区域であり、その区域の住民のうちから選任された者によって構成される地域協議会及び市町村の事務を分掌させるための事務所を置くもの。

(2) 市町村が、条例で、その区域を分けて地域自治区を設ける。

(3) 地域協議会

構成員は、地域自治区の区域の住民のうちから市町村長が選任する。

権限

ア 地域自治区の区域に係る重要事項は、あらかじめ地域協議会の意見を聴かなければならない。

イ アのほか、市町村の事務で地域自治区の区域に係るもの等について、市町村の長その他の機関に意見を述べる。